○復興庁告示第四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（大玉村復興推進計画（認定番号福島第九十二号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（神栖市復興推進計画（認定番号茨城第二十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　銚子信用金庫
二　住所　千葉県銚子市双葉町五番地の五

○復興庁告示第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（高萩市復興推進計画（認定番号茨城第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第五十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（高萩市復興推進計画（認定番号茨城第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第五十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（高萩市復興推進計画（認定番号茨城第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第五十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月四日付けで認定した復興推進計画（高萩市復興推進計画（認定番号茨城第二十五号））に係る指定金融機関を平成二十九年七月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○財務省告示第二百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一三・二トン
三	一○トン
四	一三、○四六トン
五	四一トン
六	一トン
七	二トン
八	○トン
九	九、五○八トン
一○	一、七一一トン
一一	二、九二八トン
一二	一八、四八二トン
一三	一、六○三、九五八トン
一四	二七二、八五六トン
一四の二	一七○、五一六トン
一五	一九一トン
一六	三、八七六トン
一七	四○、八九五トン
一八	三、八○四トン
一九	三二一トン
二○	一一三トン
二一	九、九八六トン
二二	一三五トン
二三	一、三六二トン
二四	三一トン
二五	○トン
二六	四八五トン
二七	二、○二八トン
二八	二トン
二九	一○四トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	一、五三九、四○八トン
一四	五五、三九四トン

○財務省告示第二百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万八千八百二十六トン
二　冷凍牛肉　八万九千二百五十三トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万六千九百二十七トン
二　冷凍牛肉　三万七千八百二十三トン